

十日町市立学校学習者用端末等貸与要領

(趣旨)

第1条 この要領は、十日町市立学校学習者用端末等貸与要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、学習者用端末等を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(貸与依頼書)

第3条 要綱第6条第1項の貸与依頼書は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の貸与依頼書には、要綱第6条第2項各号に掲げる誓約事項を記載するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、貸与依頼書に加えて誓約書その他必要な書面を提出させることができる。

(貸与の手続)

第4条 校長は、前条第1項の貸与依頼書の提出があったときは、その内容を確認し、貸与の可否を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定による貸与の決定があったときは、学習者用端末等を貸与するものとする。

(学習者用端末等管理簿)

第5条 校長は、要綱第7条第3項に規定する学習者用端末等管理簿を別記様式第2号により作成し、適切に管理するものとする。

2 学習者用端末等管理簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 貸与する学習者用端末等の機器番号その他の識別情報

(2) 貸与を受ける児童生徒の氏名及び学年

(3) 貸与開始年月日

(4) 貸与終了年月日

(5) 故障等の発生状況

(6) その他校長が必要と認める事項

3 校長は、学習者用端末等管理簿の記載事項に変動が生じたときは、随時、教育委員会に報告するものとする。

(使用及び管理)

第6条 使用者は、要綱、この要領及びガイドラインに従い、学習者用端末等を適正に使用しなければならない。

2 校長は、学習者用端末等の使用状況を適宜確認し、必要に応じて使用者に対し指導を行うものとする。

3 校長は、学習者用端末等の適正な使用のため必要があると認めるときは、使用者に対し使用状況の説明を求め、又は確認を行うことができる。

(故障等の報告及び初期対応)

第7条 使用者は、要綱第11条第1項の規定による報告を行うときは、別記様式第3号による学習者用端末等故障等報告書を校長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通常の使用に伴い自然に生じた故障（落下、衝撃、水濡れその他の外部的要因によらないことが明らかなものに限る。）であるときは、口頭により学校に報告するものとする。この場合において、校長が必要と認めるときは、当該使用者に対し報告書の提出を求めることができる。

3 学校の管理下において故障等が生じたときは、前項の報告書の提出を要しない。この場合において、校長は、その状況を確認し、別記様式第3号に準じて必要な事項を記録するものとする。

4 校長は、要綱第11条第2項の規定による報告を行うときは、別記様式第4号による学習者用端末等故障等状況確認書を教育委員会に提出するものとする。

5 校長は、必要があると認めるときは、代替機の貸与その他必要な措置を講ずることができる。

(故障等の区分)

第8条 故障等の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 通常損耗 通常の使用に伴い生じた故障等をいう。
- (2) 偶発的事故 予見し難い事情により偶然生じた故障等をいう。
- (3) 過失 注意義務を怠ったことにより生じた故障等をいう。
- (4) 重大な過失 著しく注意義務を欠いたことにより生じた故障等をいう。
- (5) 故意 意図的に生じさせた故障等をいう。

(弁償の要否)

第9条 弁償の要否並びに故障等の区分の認定は、教育委員会が行う。

2 弁償の要否は、故障等が生じた際の管理の区分（要綱第2条第5号及び第6号に定める学校の管理下又は家庭等の管理下の別をいう。）及び第8条に規定する故障等の区分に応じ、要綱第12条の規定により判断するものとする。

3 前項の規定による判断は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学校の管理下において故障等が生じたときは、使用者の故意による場合を除き、弁償を求めないものとする。
- (2) 管理の区分にかかわらず、やむを得ない事由により故障が生じたときは、弁償を求めないものとする。
- (3) 家庭等の管理下において生じた故障等が、第8条第1号から第3号までに該当し、かつ、要綱、この要領及びガイドラインに適合していたときは、弁償を求めないものとする。

(4) 家庭等の管理下において生じた故障等が、要綱、この要領又はガイドラインに違反した際に生じたものであるときは、第8条第2号又は第3号に該当する場合であっても、弁償を求めることができる。

(5) 家庭等の管理下において、使用者の重大な過失又は故意により故障等が生じたときは、弁償を求めることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、盗難により学習者用端末等が亡失した場合において、警察への被害届が受理されたときは、弁償を求めない。ただし、当該盗難が使用者の重大な過失により生じたと認められるときは、この限りでない。

5 教育委員会は、第1項の認定に当たり、校長に対して事実確認の報告を求め、必要に応じて関係者から事情を聴取し、又は関係資料の提出を求めることができる。

(弁償額)

第10条 弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 修理することにより使用可能となるもの（修理に要する費用が再取得に要する費用を超えるものを除く。） 修理に要する費用の額

(2) 修理が不可能なもの、修理に要する費用が再取得に要する費用を超えるもの又は紛失したもの 現に貸与されていた学習者用端末等と同等以上の機能及び品質を有する物品を再取得するために必要な費用の額

(弁償の決定通知)

第11条 教育委員会は、弁償を求めようとするときは、別記様式第5号により、保護者に対しその理由及び金額を通知するものとする。

(弁償の方法及び納付)

第12条 弁償は、金銭の納付により行うものとする。

2 弁償金の納付期限は、第11条の通知が到達した日の翌日から起算して30日以内とする。

3 教育委員会は、保護者の経済的事情その他やむを得ない事情を考慮し、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、弁償金について分割納付を認めることができる。

(記録の管理)

第13条 教育委員会は、故障等の発生状況、原因、対応内容、弁償の要否及びその結果について記録し、適切に管理するものとする。

2 校長は、第7条第4項の学習者用端末等故障等状況確認書その他の関係書類について、教育委員会に提出するもののほか、その写しを学校において保管するものとする。

(返却)

第14条 使用者は、要綱第13条各号のいずれかに該当するときは、校長の指示に従い、速やかに学習者用端末等を返却しなければならない。

- 2 校長は、返却を受けたときは、学習者用端末等の状態を確認し、必要があると認めるときは教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、学習者用端末等の貸与及び使用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年8月1日から施行する。